

今回から「遺言書でできる相続対策」をシリーズで解説することとしています。今回は、税法上の特例適用の円滑化について解説します。

1. 配偶者の税額の軽減

配偶者の税額の軽減とは、被相続人の配偶者が遺産分割や遺贈により実際に取得した正味の遺産額が、1億6千万円、又は配偶者の法定相続分相当額の金額のどちらか多い金額までは配偶者に相続税はかからないという制度です。

(注) この制度の対象となる財産には、仮装又は隠蔽されていた財産は含まれません。

この配偶者の税額軽減は、相続税の申告期限までに分割されていない財産は、原則として配偶者の税額軽減の対象にならないことから、未分割財産に対応する税額は配偶者の税額軽減の対象になりません。

そのため、配偶者の税額軽減を受ける場合の課税価格の計算をするに当たって、分割財産と未分割財産があるときは、債務の金額は、納税者有利の原則に従い、まず、未分割財産の価額から控除し、控除しきれないときに分割財産の価額から控除することとされています。

なお、配偶者が代償分割により他の相続人に対して代償財産の引渡債務を負担する場合には、その債務の金額は、配偶者の税額軽減を受ける場合の課税価格の計算上、分割財産の価額から先に控除します。これは、代償分割に伴う債務は、遺産分割に伴う各人の取得財産の調整のために生じたものであるからです。

一部分割の場合の配偶者の税額軽減において、その後、分割協議が調った場合の修正申告及び更正の請求については、修正申告が任意とされていることから、修正申告及び更正の請求をしないことが有利な選択となることがあります。

2. 小規模宅地等の特例

この特例は、個人が、相続や遺贈によって取得した財産のうち、その相続開始の直前において被相続人または被相続人と生計を一にしていた被相続人の親族の事業の用または居住の用に供されていた宅地等のうち一定のものがある場合には、その宅地等のうち一定の面積（特定居住用宅地等は330㎡、特定事業用等宅地等は400㎡、貸付事業用宅地等は200㎡）までの部分については、相続税の課税価格に算入すべき価額の計算上、一定の割合を減額（特定居住用宅地等及び特定事業用等宅地等は80%、貸付事業用宅地等は50%）することができます。

この特例は、配偶者の税額軽減と並んで、相続税の申告において最も多く利用されている特例といえます。そのため、特例の適用要件を遺言書などで満たすような対策を実行しておくことが大切です。

遺言書による特定遺贈財産は、受遺者が受遺の意思表示をした場合には、相続開始と同時に受遺者に確定的に帰属することから、遺言書どおり相続する場合には、他に未分割財産である特例対象宅地等があるときには、期限内申告において共同相続人全員の選択同意が必要となります。

そのため、相続税の申告期限後において未分割財産である特例対象宅地等について、遺産分割協議が調ったとしても、「更正の請求」によってもこの特例の適用を受けることはできません。

3. 被相続人の居住用財産（空き家）に係る譲渡所得の特別控除の特例

相続又は遺贈により取得した被相続人居住用家屋又は被相続人居住用家屋の敷地等を、平成28年4月1日から令和5年12月31日（令和9年12月31日まで期限が延長されます。）までの間に売って、一定の要件に当てはまるときは、譲渡所得の金額から最高3,000万円（令和6年1月1日以後の譲渡から相続人の数が3人以上の場合は2,000万円）まで控除することができます。

※ 被相続人居住用家屋とは、相続の開始の直前において被相続人の居住の用に供されていた家屋で、次の3つの要件すべてに当てはまるものをいいます。

- ① 昭和56年5月31日以前に建築されたこと。
- ② 区分所有建物登記がされている建物でないこと。
- ③ 相続の開始の直前において被相続人以外に居住をしていた人がいなかったこと。

この特例の適用を受けるためには、売却代金が1億円以下であること（譲渡益が3,000万円を超える場合には、複数の相続人が相続すれば1人当たり3,000万円の特別控除の適用を受けることができます。）、相続の開始があった日から3年を経過する日の属する年の12月31日までに譲渡することなどの要件があります。

そのため、遺産分割協議が調わないまま、相続の開始があった日から3年を経過するとこの特例の適用を受けることができなくなりますので、遺言書で特定の相続人に相続させるとしておくことが無難な対応と考えられます。